

法令研修

総務

教育の目的

(教育基本法 第1条 教育の目的)

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

児童憲章

われわれは、日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい概念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

公務員の「職務上の義務」 3つ

(地方公務員法 第32条 服務の宣誓)

職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(地方公務員法 第32条 法令及び上司の職務上の命令に従う義務)

職員は、その義務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(地方公務員法 第35条 職務に専念する義務)

職員は、法令又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

公務員の「身分上の義務」 5つ

(地方公務員法 第33条 信用失墜行為の禁止)

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(地方公務員法 第34条 秘密を守る義務)

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(教育公民特例法 第18条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限)

→ (国家公務員法 102条 政治的行為の制限)

職員は、政党の又は政治的目的のために、寄付金その他利益を求め、若しくは受領し、又は何らかの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

(地方公務員法 第37条 争議行為の禁止)

職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して、同盟罷業、怠惰その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠情的行為をしてはならない。また、何人も、このような違法行為を企て、またはその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない。

(地方公務員法 第17条 営利企業への従事等の制限)

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融機関業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を受けていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(教育公務員特例法 第17条 兼職及び他の事業等の従事)

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

児童に対する懲戒

(学校教育法 第11条 児童・生徒の懲戒)

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を与えることはできない。

では、体罰とは

体罰とは、教員が児童・生徒への教育の機会において、その身体に対して直接的または間接的に肉体的苦痛を与える行為

文部科学省資料より

(1) 体罰 (通常、体罰と判断されると考えられる行為)

- 身体に対する侵害を内容とするもの
 - ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
 - ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
 - ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
 - ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
 - ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩(たた)く。
 - ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
 - ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。
- 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの
 - ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
 - ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。

- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）

(ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。)

- ※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例
 - ・ 放課後等に教室に残留させる。
 - ・ 授業中、教室内に起立させる。
 - ・ 学習課題や清掃活動を課す。
 - ・ 学校当番を多く割り当てる。
 - ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
 - ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
 - ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
 - ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
 - ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。